

# 県知事が 大崎町を視察



広域的な観点から、県政や地域の実情と課題について、知事と地域の住民の方々が意見交換を行い、県政の運営に役立てることを目的に、八月六日、第9回『知事と語るふるさと座談会』が大隅町のお鹿児島農業協同組合本所で行われました。

今回は曾於地区が対象となり、その座談会の一環として、県知事が各町の施設などを視察して回りました。

大崎町では、肉用牛生産農家の視察ということで、野方西谷の藤岡数雄さん(五十三歳)宅を約二十分視察しました。

藤岡さんは、経産牛百頭、育成牛四十三頭を飼育し、指導農業者の認定資格を持ち、農業高校生などを研修生として受け入れ、農業後継者育成に尽力されています。また、早期離乳・人口哺育に取り組み、子牛の事故率低減を図るとともに、母牛の繁殖成績を向上させるなど、高い技術を修得されています。

現在、大崎町認定農業者協



議会副会長として、地域畜産農家のリーダー的存在になっています。

県知事は、まず、藤岡さんから経営の経緯や形態などを聞き、農場を見て回りながら、導入設備などについての質問をし、最後に藤岡さんの日々の懸命の努力に対し、ねぎらいの言葉をかけました。

## 届け出の必要な土地取引

■ 次の条件を満たす土地取引に当たっては届け出が必要です。

### 取引の形態

- 売買
  - 交換
  - 営業譲渡
  - 譲渡担保
  - 代物弁済
  - 共有持分の譲渡
  - 地上権・賃借権の設定・譲渡
  - 予約完結権・買戻権等の譲渡など
- (※これらの取り引きの予約である場合も含みます。)

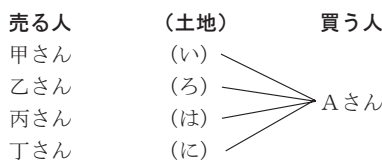
### 取引の規模(面積要件)

- ① 都市計画区域  
..... 5,000㎡以上
- ② 都市計画区域以外の区域  
..... 10,000㎡以上

### 一団の土地取引(事後届出制の場合)

個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合であれば買主)が権利を取得する土地の合計が左記の面積以上となる場合(「買いの一団」)には届け出が必要です。

#### 買いの一団



(い+ろ+は+に)が取引の規模(面積要件)の面積を超える場合は、届け出が必要です。

〈問い合わせ先〉大崎町役場 企画財政課 ☎ 76-1111 (内線 221)

土地取引には

届け出が必要です